

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案参照条文目次

- 一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）・・・1
- 二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）・・・8

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

4 この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものをいう。

5 この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うことをいう。

6 この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合するものであつて、主務省令で定める設置の基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。

7 この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあつては、政令で定めるものに限る。）の

原材料として利用すること。

二 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。

三 分別基準適合物について、第一号に規定する製品の原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。

9 この法律において「容器包装」とは、次に掲げる行為をいう。

一 その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

二 その販売する商品で容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれたものを輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

10 この法律において「特定容器」とは、次に掲げる行為をいう。

一 特定容器を製造する行為（他の者の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

二 特定容器を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

11 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であつて主務省令で定めるものに

限る。以下同じ。)において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であつて、次に掲げる者以外の者をいう。

一 国

二 地方公共団体

三 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

四 中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であつて、その事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間)における政令で定める売上高が政令で定める金額以下である者

12 この法律において「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行う者であつて、前項各号に掲げる者以外の者をいう。

13 この法律において「特定包装利用事業者」とは、その事業において、その販売する商品について、特定包装を用いる事業者であつて、第十一項各号に掲げる者以外の者をいう。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を総合かつ計画的に推進するため、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等の基本的方向

- 二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項
- 四 分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項
- 五 円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化のために必要とされる調整に関する事項
- 六 環境の保全に資するものとしての分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- 七 その他容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する重要事項

3 (略)

(再商品化の認定)

- 第十五条 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者は、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部について再商品化をしようとするとき（第二十一条第一項に規定する指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 一 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。
 - 二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。
 - 三 当該再商品化に係る次項第五号に掲げる量が、主務省令で定める特定分別基準適合物の地域に関する基準に適合していること。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書
その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実施する者及び当該再商品化の用に供する施設

3 (略)

(自主回収の認定)

第十八条 (略)

2 主務大臣は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称及び住所並びにその回収
する特定容器又は特定包装の種類、量及びその回収の方法を公示するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定に係る回収の方法が同項に規定する主務省令で定める回収率を達成するため
に不適切なものとなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(勧告及び命令)

第二十条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった
旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該
特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定等)

第二十一条 主務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

2）4 （略）

(業務)

第二十二条 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとする。

(報告の徴収)

第三十九条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対し、特定容器を用いる事業、特定容器の製造等の事業又は特定包装を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、特定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の許可を受けなくて再商品化業務の全部を廃止したとき。
- 二 第二十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 三 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第三十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。